

京都府の福祉医療制度の拡充に関する陳情書

【陳情項目】

- 一、京都子育て支援医療費助成事業を拡充し、対象者を高等学校卒業（18 歳に達する年度の 3 月 31 日迄の者）に拡大してください。すぐに無理な場合であっても、中学生の入院外医療における自己負担金を 200 円限度にしてください。
- 二、妊婦、産婦、褥婦に対する福祉医療制度を新設してください。なお、制度設計にあたっては、①対象疾病は限定しない、②対象期間は母子健康手帳交付日から出産月の翌々月末まで、③自己負担金は無料、④所得制限はなし、⑤給付方法は現物給付としてください。
- 三、重度心身障害児（者）医療助成制度、重度心身障害老人健康管理事業の対象について、精神障害者保健福祉手帳 2 級の交付を受ける者を対象となるように拡充してください。
また、「内部機能の障害」は身体障害者手帳 3 級の交付を受けた患者まで拡大してください。
- 四、重度心身障害老人健康管理事業について、後期高齢者の中途障害の場合も、資格開始日を重度心身障害児（者）医療助成制度と同じ扱いにしてください。
- 五、2017 年 12 月末まで難病法に係る特定医療費助成制度「法別番号 54」の旧実施機関番号「501」に該当していたが 2018 年 1 月から制度対象外となった患者について、「法別番号 54」と同様の一部負担金で受診できるよう、福祉医療制度を新設してください。
- 六、小児慢性特定疾病医療費助成事業、難病医療の特定医療費助成制度等、公費負担医療制度の申請に必要な医師の意見書、臨床調査票等の作成費用について、医科診療報酬点数表 B009 診療情報提供料（Ⅰ）並みの金額（2,500 円）まで助成（患者へ還付）してください。

【陳情の理由】

- (1) 「一」について。子育て支援医療費助成事業の入院外医療における自己負担金を中学校卒業まで無料又は 200 円限度にするのが、現在の府内自治体の一般的なレベルです。府制度として入院外医療における自己負担金は中学校卒業まで無料又は 200 円限度にしてください。18 歳までを対象とする自治体も 18 自治体（現物給付 9、償還 9）に増加しています。
- (2) 「二」について。全国保険医団体連合会（保団連）の調査によれば、妊産婦への医療費の助成制度が全国の自治体で徐々に広がりつつあります。京都府でも「妊産褥婦医療費助成制度」の創設が求められています。
- (3) 「三」について。2024 年 8 月より、精神障害者が重度心身障害児（者）医療助成制度、重度心身障害老人健康管理事業の対象となりましたが、保健福祉手帳 2 級の交付を受けている方は「かつ身体障害者手帳 3 級の交付を受けている」ことが条件となっております。南丹市、福知山市では保健福祉手帳 2、3 級、京丹波町では保健福祉手帳 2 級の方が付帯条件なしで対象となっています。

また、府内市町村の多く（18自治体）で身体障害３級が対象者になっている現実を踏まえて、対象を３級まで拡大してください。少なくとも、２級の等級が存在しない「内部機能の障害」については３級まで拡大してください。

- (4) 「四」について、75歳以上の障害者を対象とする重度心身障害老人健康管理事業「健管」の資格開始日は「認定シールを申請した月の翌月初日から使用（申請日が月の初日の場合、申請日から使用）できる」ことになっています。一方、「身体障害者手帳交付申請と同時に福祉医療受給者証交付申請の場合は、身体障害者手帳交付日から有効。身体障害者手帳交付後に福祉医療受給者証交付申請の場合は、福祉医療受給者証交付申請書の受理日から有効」の取扱いです。こちらの取扱いに合わせることで、「健管」受給の空白期間が生じないようにしてください。
- (5) 「五」について。難病法に係る特定医療費助成制度（法別番号 54）については、従前の特定疾患治療研究事業から移行した患者は実施機関番号「501」の番号が付与され、2017 年 12 月末までの経過的特例とされました。このうち実施機関番号「601」に移行できなかった方は、2018 年 1 月以降、助成制度が適用されなくなりました。症状の程度が重症度分類に照らして一定以上でない方（軽症者）は、月毎の医療費総額が 33,000 円を超える月が直近 12 か月以内に 3 か月ある場合は助成制度の対象となりますが、認定に係る期間が長く、患者の負担が過重となっています。
- (6) 「六」について。公費負担医療制度の申請に必要な医師の意見書等の作成費用については、医師が医学的専門的見地から記載するものについて、費用が発生するのは当然です。しかし患者の側からすれば、自己負担の軽減のために申請するにも関わらず負担が生じてしまい、やりきれない思いをされる方もいらっしゃるでしょう。これを慮って、時間と労力をかけたにもかかわらず、患者から費用を徴収しない医療機関も多いのです。医科診療報酬点数表の B009 診療情報提供料（Ⅰ）で保障されている「市町村への情報提供」と同様に評価し、患者に対して 2,500 円程度を還付する制度が必要です。
- 以上のことから、京都府において、上記の内容を実現することを陳情します。

2024 年（令和 6 年）11 月 5 日

京都府議会議長
石田 宗久 様

陳 情 人 京都府保険医協会 理事長 鈴木 卓
陳情人住所 〒604-8162 京都市中京区烏丸通蛸薬師上ル
七観音町 637 インターワンプレイス烏丸 6 階
電 話 075-212-8877 ファクシミリ 075-212-0707

2024 年（令和 6 年）11 月 5 日

京都府知事
西脇 隆俊 様

京都府保険医協会
理事長 鈴木 卓

京都府の福祉医療制度の拡充に関する要請書

【要請項目】

- 一、京都子育て支援医療費助成事業を拡充し、対象者を高等学校卒業（18 歳に達する年度の 3 月 31 日迄の者）に拡大してください。すぐに無理な場合であっても、中学生の入院外医療における自己負担金を 200 円限度にしてください。
- 二、妊婦、産婦、褥婦に対する福祉医療制度を新設してください。なお、制度設計にあたっては、①対象疾病は限定しない、②対象期間は母子健康手帳交付日から出産月の翌々月末まで、③自己負担金は無料、④所得制限はなし、⑤給付方法は現物給付としてください。
- 三、重度心身障害児（者）医療助成制度、重度心身障害老人健康管理事業の対象について、精神障害者保健福祉手帳 2 級の交付を受ける者を対象となるように拡充してください。
また、「内部機能の障害」は身体障害者手帳 3 級の交付を受けた患者まで拡大してください。
- 四、重度心身障害老人健康管理事業について、後期高齢者の中途障害の場合も、資格開始日を重度心身障害児（者）医療助成制度と同じ扱いにしてください。
- 五、2017 年 12 月末まで難病法に係る特定医療費助成制度「法別番号 54」の旧実施機関番号「501」に該当していたが 2018 年 1 月から制度対象外となった患者について、「法別番号 54」と同様の一部負担金で受診できるよう、福祉医療制度を新設してください。
- 六、小児慢性特定疾病医療費助成事業、難病医療の特定医療費助成制度等、公費負担医療制度の申請に必要な医師の意見書、臨床調査票等の作成費用について、医科診療報酬点数表 B009 診療情報提供料（Ⅰ）並みの金額（2,500 円）まで助成（患者へ還付）してください。

【要請の理由】

- (1) 「一」について。子育て支援医療費助成事業の入院外医療における自己負担金を中学校卒業まで無料又は 200 円限度にするのが、現在の府内自治体の一般的なレベルです。府制度として入院外医療における自己負担金は中学校卒業まで無料又は 200 円限度にしてください。
- (2) 「二」について。全国保険医団体連合会（保団連）の調査によれば、妊産婦への医療費の助成制度が全国の自治体で徐々に広がりつつあります。京都府でも「妊産褥婦医療費助成制度」の創設が求められています。

(3) 「三」について。2024 年 8 月より、精神障害者が重度心身障害児（者）医療助成制度、重度心身障害老人健康管理事業の対象となりましたが、保健福祉手帳 2 級の交付を受けている方は「かつ身体障害者手帳 3 級の交付を受けている」ことが条件となっております。南丹市、福知山市では保健福祉手帳 2、3 級、京丹波町では保健福祉手帳 2 級の方が付帯条件なしで対象となっております。

また、府内市町村の多く（18 自治体）で身体障害 3 級が対象者になっている現実を踏まえて、対象を 3 級まで拡大してください。少なくとも、2 級の等級が存在しない「内部機能の障害」については 3 級まで拡大してください。

(4) 「四」について、75 歳以上の障害者を対象とする重度心身障害老人健康管理事業「健管」の資格開始日は「認定シールを申請した月の翌月初日から使用（申請日が月の初日の場合、申請日から使用）できる」ことになっています。一方、「身体障害者手帳交付申請と同時に福祉医療受給者証交付申請の場合は、身体障害者手帳交付日から有効。身体障害者手帳交付後に福祉医療受給者証交付申請の場合は、福祉医療受給者証交付申請書の受理日から有効」の取扱いです。こちらの取扱いに合わせることで、「健管」受給の空白期間が生じないようにしてください。

(5) 「五」について。難病法に係る特定医療費助成制度（法別番号 54）については、従前の特定疾患治療研究事業から移行した患者は実施機関番号「501」の番号が付与され、2017 年 12 月末までの経過的特例とされました。このうち実施機関番号「601」に移行できなかった方は、2018 年 1 月以降、助成制度が適用されなくなりました。症状の程度が重症度分類に照らして一定以上でない方（軽症者）は、月毎の医療費総額が 33,000 円を超える月が直近 12 か月以内に 3 か月ある場合は助成制度の対象となりますが、認定に係る期間が長く、患者の負担が過重となっています。

(6) 「六」について。公費負担医療制度の申請に必要な医師の意見書等の作成費用については、医師が医学的専門的見地から記載するものについて、費用が発生するのは当然です。しかし患者の側からすれば、自己負担の軽減のために申請するにも関わらず負担が生じてしまい、やりきれない思いをされる方もいらっしゃるでしょう。これを慮って、時間と労力をかけたにもかかわらず、患者から費用を徴収しない医療機関も多いのです。医科診療報酬点数表の B009 診療情報提供料（I）で保障されている「市町村への情報提供」と同様に評価し、患者に対して 2,500 円程度を還付する制度が必要です。以上のことから、京都府において、上記の内容を実現することを要請します。

京都府保険医協会

〒604-8162 京都市中京区烏丸通蛸薬師上ル
七観音町 637 インターワンプレイス烏丸 6 階
電話 075-212-8877/FAX 075-212-0707